

「八代市子ども・子育て会議」公募委員募集要領

1. 目的

八代市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の委員を委嘱するにあたり、市民意見を市政に反映するため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2. 公募定数

子ども・子育て会議の公募による委員の定数は、3名（保護者枠1名、若者枠2名）とする。

3. 委員の任期

委員の任期は令和7年12月1日から、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 応募条件

令和7年4月1日現在において、次の要件をすべて満たしている方。

- (1) 市内に居住する保護者（18歳以上であって、かつ、18歳未満のこどもの保護者）または若者（18歳以上30歳未満の者）であって、子ども・子育て支援について、関心があり、任期中に開催される会議に参加できる者。
- (2) 本市の市会議員若しくは職員（臨時的任用職員又は会計年度任用職員を含む）でないこと。
- (3) 本市の他の委員会の審議会等の委員でないこと。
- (4) 暴力団の構成員又はこれに準ずるものでないこと。
- (5) 市税や保育料等を滞納していないこと。
- (6) 本会議で知り得た情報を政治活動や宗教活動に利用しないこと。
- (7) 特定の団体や個人を支援し、又は批判する行動をしないこと。

5. 応募方法

次の書類を提出先へ持参、郵送又は電子メールにより提出する。

- (1) 「八代市子ども・子育て会議」公募委員 申込書
- (2) 宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書
- (3) 小論文: 子育てに対する思いや考え方、八代市の子ども・子育て支援についての感想、子ども・子育て会議の役割などをテーマに作成する。

(別添指定原稿用紙、800字以内)

提出先及び問合せ先

八代市健康福祉部こども未来課

住所: 〒866-8601 八代市松江城町1-25

電話: 0965-33-8721

E-mail: kodomo@city.yatsushiro.lg.jp

6. 広報

公募にあたっては、市ホームページ等に公募記事を掲載する。

7. 募集期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月20日（木）まで（当日消印有効）

8. 選考方法

応募者から提出された書類審査のうえ、選考を行う。

8. その他

- （1）「4 応募条件」の（5）市税や保育料等の滞納状況については市が内部で調査する。
- （2）八代市では、市政への暴力団等の介入を排除するため、市内を管轄する警察書と締結した「八代市が行う契約及び行政手続等における暴力団等の排除に関する合意書」に基づき、市が公募による選任を行う場合においては、本人の同意を得て、応募者が暴力団の構成員に該当するか否かについて、所管警察署長に照会し、該当することが明らかになったときは、委員の選考から除外（選任後に明らかになったときは、委員の職を解く。）することとしている。
- （3）委員に選任された場合には、氏名を公表することとしている。
- （4）応募書類は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び八代市情報公開条例（平成17年八代市条例第25号）の規定に基づき取り扱う。